

財政運営戦略 概要

—国民の安心と希望のために—

I. 基本的な考え方

1. 経済・財政の現状

- バブル崩壊以降、経済成長のための政策対応が十分な効果を発揮せず、過去 10 年間、名目値でマイナス成長。
- 過去 20 年間で国債残高が約 470 兆円増加するなど深刻な財政状況。

2. 財政破綻リスクへの断固たる対応

- 現状を放置して、ギリシャ等のように財政破綻に陥るようなことがないようにしなければならない。仮に、そのような状態になれば、財政自主権が失われ、社会保障サービス等の水準が大きく低下し、経済や国民生活に多大な悪影響。
- しかし、悲観する必要はなく、経済低迷・財政悪化の原因を正確に把握し、政治の強いリーダーシップによって改革に取り組めば、我が国は十分に立ち直ることができる。

3. 過去からの教訓

- ① 硬直化した歳出構造の改革が進まず、新たな雇用と成長に結びつかない分野へのばら撒きを続けてきたこと、
- ② 財源確保のために必要な改革の先送りが続けられてきたこと、
の結果、多額の借金を積み重ねる状態が継続するとともに、国民の将来への不安は増幅し、景気回復に対する重しとなっている。

4. 新たな成長戦略の実行

- デフレに悩まされてきたため、景気の回復局面においても国民に回復の実感がなく、税収もあまり増加せず、財政収支が悪化。
- ①環境・エネルギー分野、②医療・介護・健康分野、③アジアに関する分野、④観光・地域活性化分野、⑤科学・技術・情報通信分野、⑥雇用・人材分野、⑦金融分野等の成長分野で、新たな需要を生み出し、市場や雇用を創出することを通じて、本格的な回復軌道に乗せる必要。
- 政府は、日本銀行と一体となって、デフレを終結させることに全力を注いでいく必要。
- このため、財政運営戦略と一体のものとして、新成長戦略を実行することで、2020 年度までの平均で名目 3%、実質 2%を上回る成長を目指す。

5. 社会保障の再構築

- 社会保障の強化は、国民の安心を確保し消費を喚起するとともに、雇用創出を通じて成長をもたらす効果が大きい。

- 国民の信頼にこたえられる持続可能な社会保障制度を再構築するため、国、地方、事業主、利用者本人が適切に役割分担し、社会保障制度を社会全体で支える。
- 社会保障分野における選択と集中を進め、消費や雇用の拡大等、経済成長に資する施策に重点化。
- 充実したサービス提供のために規制を見直すとともに、国民が分担する費用が過大にならないよう、無駄の排除を徹底し、効率的な制度を構築。

6. 新政権の財政運営戦略

- 徹底した歳出見直しに加え、税制の抜本的な改革を進め、安心の確保と成長に必要な歳出を国民全体で分担。国民に将来への明るい希望を示し、デフレが続いていくという意識を払拭し成長を促進すると同時に財政健全化も図る、新たな発想に立った財政運営。
- 今後、どこまで歳出削減を行うのか、どのように抜本的な税制改革を行い財源を確保していくのか、強い政治の意思によって、国民に対して早期に選択肢を示し、改革を実施。

⇒「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体的に実現

II. 具体的な取組

慎重な経済見通し、景気変動に対する柔軟性、市場との対話に留意

1. 財政健全化目標

(1) 収支(フロー)目標

- ① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)
 - ・ 遅くとも 2015 年度までに赤字対GDP比を 2010 年度から半減
 - ・ 遅くとも 2020 年度までに黒字化
- ② 国の基礎的財政収支: 上記と同様の目標
- ③ 2021 年度以降も、財政健全化努力を継続

(2) 残高(ストック)目標

2021 年度以降において、国・地方の公債等残高の対 GDP 比を安定的に低下させる。

(3) 進ちよく状況の公表・検証等

内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

2. 財政運営の基本ルール

(1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。

(2) 財政赤字縮減ルール

収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善

(3) 構造的な財政支出に対する財源確保

構造的な増加要因である経費は安定的な財源を確保。

(4) 歳出見直しの基本原則

特別会計を含め全分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。

(5) 地方財政の安定的な運営

財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

3. 中期財政フレーム

(1) 強い経済・強い財政・強い社会保障の一体的実現に向けて

平成 23 年度からの 3 か年は強い経済・強い財政・強い社会保障を一体的に実現する第一ステージ

(2) 歳入・歳出両面にわたる取組

① 国債発行額の抑制

平成 23 年度の新規国債発行額は、平成 22 年度予算の水準(約 44 兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。それ以降も着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。

② 歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保。

③ 歳出面での取組(平成23～25年度)

- ・ 「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、前年度当初予算の同経費の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととする。
- ・ 地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 22 年度と実質的に同水準を確保。
- ・ 経済・財政・社会保障の一体的強化策の実施等のため新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合等には、国債発行額の抑制の規律の範囲内で、歳入増の範囲内の金額を「歳出の大枠」に加算可能。

(3) 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成

各閣僚別の概算要求枠の範囲内で優先順位をつけて要求

(4) 中期財政フレームの改訂

毎年半ば頃、翌年度以降 3 年間の新たな中期財政フレームに改訂